

第21 設置者の氏名等変更の届出

(設置者の氏名等変更の届出)

法第14条第1項第2号

1 設置者の氏名等変更の届出は、次によるものとする。

- (1) 本届出を要する設置者とは、製造所等の設置者をいう。
- (2) この届出は、次に掲げる場合に届出を要する。

設置者が <u>法人</u> の場合	法人の代表者の交替
	法人の名称の変更 (注：「譲渡引渡届出」が必要な場合もあります。)
	法人の主たる事務所（事業所）の移転
設置者が <u>個人</u> の場合	所有者等の住所の移転
	婚姻等による名前の変更

- (3) 個人商店の法人化等により、製造所等の権利関係が移動する場合は、譲渡又は引渡の届出に該当することがあるので留意してください。